

# 山口県報

平成20年  
3月7日  
(金曜日)

## 目次

告示

救急病院等でなくなった医療機関(医務保険課)……………一

保安林予定森林(山口市)(森林整備課)……………一

保安林予定森林(森林整備課)……………一

下関都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………二

防府都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………三

公告

一般競争入札の実施(情報企画課)……………三

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………四

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)……………八

土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課)……………八

換地処分の届出(農村整備課)……………八

県管上笹原地区ため池等整備事業計画書の縦覧(農村整備課)……………八

### 山口県告示第九十八号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する病院及び診療所でなくなった。

平成二十年三月七日

名称 所在地 山口県知事 二井 関成



医療法人長府病院  
中野医院  
木村クリニック

下関市長府中之町二番四号  
宇部市大字船木七〇二の一  
長門市油谷新別名九五三の二

### 山口県告示第九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十年三月七日

山口県知事 二井 関成

- 一 保安林予定森林の所在場所
- 山口市上宇野字平岩七二四、七二五、七二六の二、徳地三谷字陰平九九一、字高畑九九二から九九五まで
- 二 指定の目的
- 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
山口市上宇野字平岩七二四・七二五・徳地三谷字陰平九九一・字高畑九九二から九九五まで(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十年三月七日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所

美祢郡秋芳町大字嘉万字市井ヶ浴七四二の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢郡秋芳町大字嘉万字市井ヶ浴七四二の二(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、秋芳町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び秋芳町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

岩国市周東町差川字井堀三六七の二、三六七の七六、三六七の七七、三六七の七

九、三六七の八一、三六七の一三六

阿武郡阿武町大字福田上字笹尾一四、一一九、一二〇、字大元一二三、一二五、

三二七の一、字作田原二二八の一、字石原奥一三〇、一三二、字清藤一四四の一、一

四四の二、字石原三三八、字久瀬原六三六、字大亀岩九三二の一から九三三の三ま

で、字立尾九五〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市周東町差川字井堀三六七の七七・三六七の七九・三六七の一三六(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、下関都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年三月七日

山口県知事 二井 関 成

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画道路事業三・五・二十六本村西山線

三 事業施行期間

平成十年十二月四日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

下関市彦島迫町四丁目、彦島迫町五丁目及び彦島迫町六丁目

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画道路事業三・五・三十五宮の前線

三 事業施行期間

平成十年十二月四日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

下関市彦島迫町四丁目及び彦島迫町五丁目

- 一 施行者の名称  
下関市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
下関都市計画道路事業三・五・三十八長崎西山線
- 三 事業施行期間  
平成二十年十二月四日から平成二十二年三月三十一日まで
- 四 事業地  
下関市彦島西山町一丁目、彦島西山町二丁目、彦島迫町五丁目及び彦島迫町六丁目

山口県告示第百二二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、防府都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年三月七日

山口県知事 二井 関成

- 一 施行者の名称  
防府市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
防府都市計画道路事業三・四・十一新橋牟礼線
- 三 事業施行期間  
平成十四年三月十五日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地  
防府市東松崎町、惣社町及び多々良一丁目



(九六) 一般競争入札の実施

次のとおり一般競争入札を実施します。

平成二十年三月七日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称

収納データ等のパンチ入力業務

(二) 業務の予定数量

年間四千七百三十三万文字

(三) 業務の内容等

入札説明書による。

(四) 履行期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間

(五) 納入場所

山口県地域振興部情報企画課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成十九年山口県告示第三百五十六号）に基づく資格審査において、業務の委託の特A又はAの等級に格付されている者であること。

(四) 六十万タツチ（ペリファイを含む。）のデータの成果品を三時間以内に納入できること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課

四 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所  
山口市滝町一番一号 山口県地域振興部一号会議室

(二) 日時  
平成二十年三月二十四日午前十時

五 入札保証金

六 入札見積金額の百分の五以上  
無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (三) 郵便又は電信による入札
- (四) 記名押印のない入札
- (五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

七 その他

(一) 落札決定に当たっては、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札説明書は、平成二十年三月七日から同月十七日までの午前九時から午後五時までの間、山口県地域振興部情報企画課において交付する。

(三) 当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(四) 詳細については、山口県地域振興部情報企画課(電話〇八三一九三三二二六七八)に問い合わせること。

(九七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十年三月七日から同年七月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年三月七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ロックシティ防府ショッピングセンター

所在地 防府市鐘紡町二七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要

名 称 住 所 代表者の氏名

ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間河岸六七 羽間 和彦

大規模小売店舗の名称	変更に係る事項	変更前	変更後
株式会社三貴	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社コックス		---	株式会社コックス
株式会社チュチュアンナ		---	株式会社チュチュアンナ
株式会社多津屋		---	株式会社多津屋
株式会社わたなべ		---	株式会社わたなべ
有限会社ロータス		---	有限会社ロータス
株式会社オンワード樫山		---	株式会社オンワード樫山
株式会社太陽家具百貨店		---	株式会社太陽家具百貨店
株式会社ワールド		---	株式会社ワールド
株式会社ポイント		---	株式会社ポイント
株式会社ナカザワ		---	株式会社ナカザワ
株式会社セレクトビューティ		---	株式会社セレクトビューティ
株式会社大谷		---	株式会社大谷
ペットシティ株式会社		---	ペットシティ株式会社
株式会社岩崎宏健堂		---	株式会社岩崎宏健堂
株式会社フタバ図書		---	株式会社フタバ図書

大規模小売店舗に  
おいて小売業を行  
う者の氏名又は名  
称

株式会社アフレッシュ	株式会社アフレッシュ	株式会社アフレッシュ
株式会社つるや	株式会社つるや	株式会社つるや
株式会社カワシマゴールド	株式会社カワシマゴールド	株式会社カワシマゴールド
株式会社ブレジャージーン	株式会社ブレジャージーン	株式会社ブレジャージーン
株式会社カドタ商事	株式会社カドタ商事	株式会社カドタ商事
株式会社ミッドフォー	株式会社ミッドフォー	株式会社ミッドフォー
株式会社三友	株式会社三友	株式会社三友
株式会社バスポート	株式会社バスポート	株式会社バスポート
株式会社山口フジカラー	株式会社山口フジカラー	株式会社山口フジカラー
株式会社エムラ	株式会社エムラ	株式会社エムラ
株式会社ミツイシ	株式会社ミツイシ	株式会社ミツイシ
株式会社ダイセン	株式会社ダイセン	株式会社ダイセン
株式会社マツクハウス	株式会社マツクハウス	株式会社マツクハウス
株式会社パレモ	株式会社パレモ	株式会社パレモ
フランスベッド販売株式会社	フランスベッド販売株式会社	フランスベッド販売株式会社
有限会社チャウアー	有限会社チャウアー	有限会社チャウアー
株式会社小倉スポーツ	株式会社小倉スポーツ	株式会社小倉スポーツ
株式会社ニユーステップ	株式会社ニユーステップ	株式会社ニユーステップ
株式会社手芸センタードリム	株式会社手芸センタードリム	株式会社手芸センタードリム
株式会社大創産業	株式会社大創産業	株式会社大創産業

株式会社赤ちゃん本舗	株式会社赤ちゃん本舗	株式会社赤ちゃん本舗
エルエイトレーディング株式会社	エルエイトレーディング株式会社	エルエイトレーディング株式会社
株式会社ハニーズ	株式会社ハニーズ	株式会社ハニーズ
株式会社二葉屋	株式会社二葉屋	株式会社二葉屋
有限会社UP-SWING	有限会社UP-SWING	有限会社UP-SWING
株式会社三日月百子	株式会社三日月百子	株式会社三日月百子
青山 政徳	青山 政徳	青山 政徳
株式会社タカキユー	株式会社タカキユー	株式会社タカキユー
株式会社日本オプティカル	株式会社日本オプティカル	株式会社日本オプティカル
株式会社ハビネス・アンド・デイ	株式会社ハビネス・アンド・デイ	株式会社ハビネス・アンド・デイ
株式会社三貴	株式会社三貴	株式会社三貴
株式会社コックス	株式会社コックス	株式会社コックス
株式会社チュチュアंना	株式会社チュチュアंना	株式会社チュチュアंना
株式会社多津屋	株式会社多津屋	株式会社多津屋
株式会社わたなべ	株式会社わたなべ	株式会社わたなべ
有限会社ロータス	有限会社ロータス	有限会社ロータス
株式会社オンワード樫山	株式会社オンワード樫山	株式会社オンワード樫山
株式会社太陽家具百貨店	株式会社太陽家具百貨店	株式会社太陽家具百貨店
株式会社ワールド	株式会社ワールド	株式会社ワールド
株式会社ポイント	株式会社ポイント	株式会社ポイント

大規模小売店舗に  
おいて小売業を行  
う者の住所

株式会社ナカザワ	滋賀県湖南市中央二丁目九二
株式会社セレクトビユーティ	大阪府中央区東心齋橋一丁目一番二二二
株式会社大谷	新潟県江南区亀田工業団地一丁目三番五号
ベツトシテイ株式会社	東京都中央区新川二丁目二四番一五号
株式会社岩崎宏健堂	周南市福川三丁目一八番二二二
株式会社フタバ図書	広島市西区観音本町二丁目八番二二二
株式会社アフレッシユ	大阪府中央区南本町二丁目六番二二三
株式会社つるや	愛媛県松山市湊町三丁目八番一一二
株式会社カワシマゴールド	浜松市西区西丘町二七六の五
株式会社プレジャーZION	大阪府中央区久太郎町二丁目二番七号
株式会社カドタ商事	防府市鑄物師町八番三二二
株式会社ミッドフォー	山口市平井三〇五の一
株式会社三友	防府市駅南町九番四三三
株式会社バスポート	東京都品川区西五反田七丁目二番一七号
株式会社山口フジカラー	宇部市小松原町二丁目六番一一二
株式会社エムラ	防府市栄町一丁目七番一五号
株式会社ミツイシ	大阪府阪南市箱作二二三一
株式会社ダイセン	福岡市東区多の津一丁目一番五号
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目七番七号
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町一

フランスベッド販売株式会社	東京都新宿区百人町一丁目二五番一号
有限会社チャウアー	横浜市戸塚区上倉田町四一五番四号
株式会社小倉スポーツ	北九州市小倉北区豎町二丁目四番一号
株式会社ニユーステップ	東京都中央区新川一丁目二二番一五号
株式会社手芸センタードリ	香川県高松市塩屋町一四番五号
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号
株式会社赤ちゃん本舗	大阪府中央区南本町三丁目三番二二二
エルエイトレーディング株式会社	福岡市東区東浜二丁目一三番三二二
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊二七番一号
株式会社二葉屋	新潟県南魚沼市八幡一二三番三三三
有限会社UP-SWING	鹿児島市小松原一丁目五番一〇号
株式会社三日月百子	大阪府中央区西心齋橋二丁目一番三三三
青山 政徳	周南市大字徳山七九六六の一
株式会社タカキユ	東京都板橋区板橋三丁目九番七号
株式会社日本オブティカル	名古屋市中区栄四丁目二番二九号
株式会社ハビネス・アンド・デイ	東京都中央区京橋三丁目二番八号
株式会社三貴	木村 和巨
株式会社コックス	荻原 久示
株式会社チュチュアंना	上田 利昭
株式会社多津屋	松田 祥吾

大規模小売店舗に  
おいて小売業を行  
う者の代表者の氏  
名

株式会社パスポート	株式会社三友	株式会社ミッドフォー	株式会社カドタ商事	株式会社プレジャージーン	株式会社カワシマゴールド	株式会社つるや	株式会社アフレッシュ	株式会社フタバ図書	株式会社岩崎宏健堂	ベットシティ株式会社	株式会社大谷	株式会社セレクトビューティ	株式会社ナカザワ	株式会社ポイント	株式会社ワールド	株式会社太陽家具百貨店	株式会社オンワード樫山	有限会社ロータス	株式会社わたなべ
水野 純	藤元 正邦	千坂 孝司	門田 晴善	藤井 豊	横田 光夫	鶴田 学	松尾 竜史	世良與志雄	河戸憲一郎	豆鞆 亮二	大谷 勝彦	榎崎 浩也	中澤実仟盛	石井 稔晃	寺井 秀威	川崎 清司	上村 茂	中野 宏之	渡邊 裕高

株式会社日本オプティカル	株式会社タカキユー	株式会社三日月百子	有限会社UP-SWING	株式会社二葉屋	株式会社ハニーズ	エルエイトレーディング株式会社	株式会社赤ちゃん本舗	株式会社大創産業	株式会社手芸センタードリ	株式会社ニユーステップ	株式会社小倉スポーツ	有限会社チャウアー	フランスベッド販売株式会社	株式会社パレモ	株式会社マックハウス	株式会社ダイセン	株式会社ミツイシ	株式会社社エムラ	株式会社山口フジカラー
長村 隆司	臼井 一秀	物河 昭	鈴木 康祐	五十嵐榮一	江尻 義久	井上 正憲	小原 宏	矢野 博文	小野 兼資	岩田愛一郎	小山 恵美	小原 敏明	千葉 敏之	中本 敏幸	栗原 勝利	田中純一郎	三ツ石典幸	江村 栄治	秋山 哲也



株式会社ハピネス・アンド・  
デザイン

田 泰夫

四 届出年月日  
平成二十年二月二十五日  
五 変更年月日  
平成二十年三月十二日

(九八) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十年三月七日から同年七月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年三月七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ロックシティ防府ショッピングセンター

所在地 防府市鐘紡町二七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所

ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間河岸六七

三 変更に係る事項

駐輪場の位置

四 届出年月日

平成二十年二月二十六日

五 変更年月日

平成二十年三月十二日

(九九) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成二十年三月七日

山口県知事 二井 関成

土地改良事業を行った者の名称又は氏名

事業の名称

工事着手時期

工事完了時期

岩国市

瀬戸地区  
ほ場の整備

平成 七、四、一六 平成一九、一〇、三一

(二〇〇) 換地処分届の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、萩市旭地区の換地処分について、次のとおり換地処分をした旨の届出がありました。

平成二十年三月七日

山口県知事 二井 関成

一 換地処分をした年月日

平成二十年二月二十五日

二 換地処分をした権利者数

十一人

(二〇一) 県営上笹原地区ため池等整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営上笹原地区ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十年三月七日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

二 縦覧の期間

平成二十年三月十日から同月三十一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

平成二十年三月七日印刷  
平成二十年三月七日発行

発行所 山口県庁  
山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)